

三木町 公共下水道事業 経営戦略【概要版】

1. 策定の目的

○公共下水道事業は、町民の生活環境の向上、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことができない公共性、公益性の高い重要な基盤施設です。本事業を財政的な見地から検証、分析、課題等の抽出をし、安定的・継続的な事業運営を推進するため、経営戦略を策定します。
○計画期間は、令和3年度から令和12年度とします。

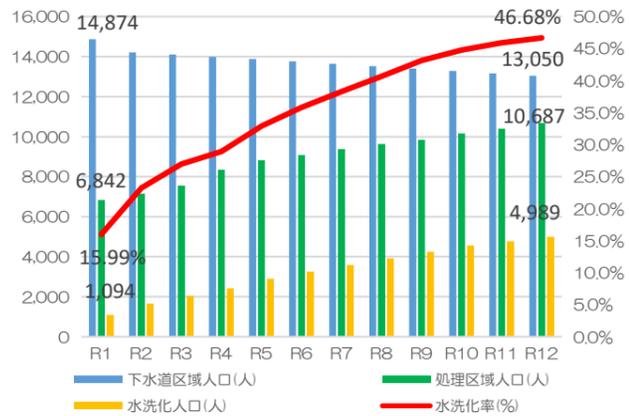
2. 公共下水道事業の現状

○公共下水道に接続した農業集落排水事業井上南部地区及び三木東地区については、維持管理等を公共下水道事業で実施しております。このため、使用料については公共下水道事業で徴収しています。
また、財産については法律に基づいて農業集落排水事業から公共下水道事業に移管が可能となるまでの期間は農業集落排水事業が有することになります（建設に要した地方債は、農業集落排水事業が負担しています）。
○収益的収支比率：60%前後を推移しており赤字状況となります。水洗化率が低迷しており、使用料収入が少ないため維持管理に要する費用を賄えていないことが要因となっています。
○経費回収率：供用開始からの経過年数が浅く、類似団体と比べても低い状況です。水洗化率の向上とともに改善される見込みです。
○施設利用率、水洗化率：ともに類似団体と比べても低く、接続率の向上を図る必要があります。

3. 将来の事業環境

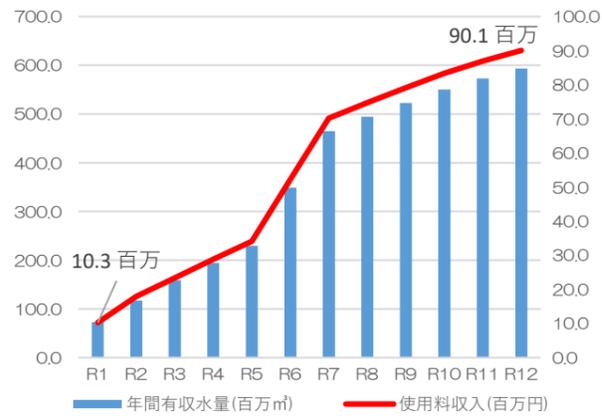
(1) 処理区域人口及び水洗化人口

○人口減少の影響を受け下水道区域人口は減少しますが、供用開始区域の拡大に伴い令和元年度から令和12年度で、処理人口は3,845人、水洗化人口は3,895人の増加を予測しています。



(2) 水需要（有収水量） (3) 使用料収入

○水洗化人口の増加に伴い、有収水量も増加する見込みです。使用料収入も令和元年度から令和12年度で、79.8百万円の増収を予測しています。

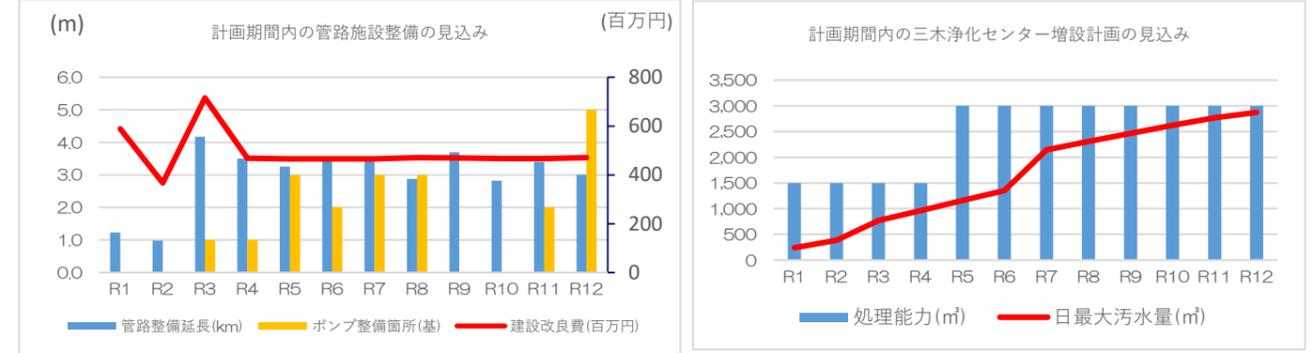


4. 経営の基本方針

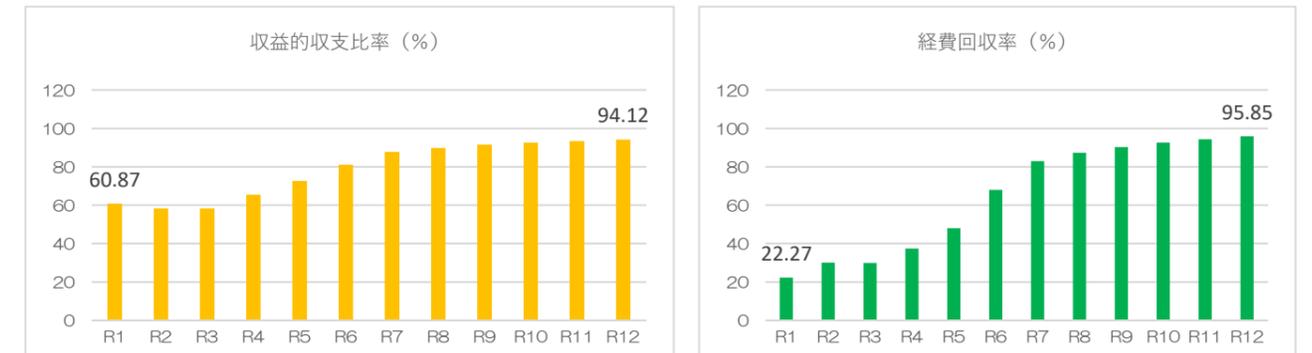
○持続可能かつ健全な下水道事業の経営を実現させるため、以下の基本方針を目標とするとともに、経営環境の様々な変化をモニタリングし、適宜、計画の見直しを実施し、「安全・安心な下水道サービスを安定かつ持続して提供する」ことを経営方針とします。
(1) 下水道の未普及区域の早期解消（令和17年度の管路施設整備の概成）
(2) 投資の効率化（ストックマネジメント計画の活用、維持管理費の削減、広域化・共同化などの検討）
(3) 経営基盤の強化（水洗化率の向上、運営体制の強化、公営企業会計の導入、使用料の適正化）

5. 投資・財政計画

○令和元年度末時点で44%にとどまっている公共下水道事業の管路施設整備率を令和12年度末で84.8%に到達することを目標とします。本町の公共下水道事業の普及率は全国平均（79.7%）と比べて低い状況のため、令和17年度の概成を目指して計画的に整備を行います。



○収益的収支比率：令和12年度末94%を目標とします。数値が100%を下回っている場合、赤字経営を示します。水洗化率の向上に伴い比率は上昇しますが、依然、100%を下回る見込みです。健全な状況を目指して経営努力を継続することとします。
○経費回収率：令和12年度末95%を目標とします。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減に努めます。



6. 今後の検討予定等

○①包括的民間委託など民間の資金・ノウハウの活用、②施設・設備の廃止・統合、③施設・設備の合理化、④施設・設備の長寿命化等の投資の平準化、⑤広域化などの検討を行い、着手可能なものから段階的に取り組みます。
○財源については、①使用料収入、②地方債など財源の適正化を図ります。
○委託料、修繕費、動力費などの各種費用に関して、効率的、経済的な手法等について、引き続き検討を行うとともに、発注方法や契約方法についても検討を加え、コスト削減に努めていきます。

7. 経営戦略の事後検証など

○将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。
○本計画については、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらに現状分析や社会状況の変化などを考慮し、計画の更新を行います。
なお、本町では令和6年度から公営企業会計への移行を予定しています。このため、公営企業会計の導入に伴い、次回更新は令和6年度と設定します。